

令和4(2022)年度 東京都消費者月間協賛事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、国及び地方公共団体、消費者団体、事業者その他の団体等（以下「団体等」という。）が東京都消費者月間実行委員会（以下「実行委員会」という。）規約第2に定める目的に沿って実施する事業について、これを東京都消費者月間協賛事業（以下「協賛事業」という。）として実行委員会と相互に協力することにより、以下の各号に定める目的を実現するために必要な事項を定めるものである。

- (1) 団体等が行う協賛事業について広く都民に周知すること。
- (2) 東京都消費者月間事業及び実行委員会について広く都民に周知すること。
- (3) 実行委員会と様々な団体等との新たなネットワークづくりを推進すること。

(協賛事業実施団体)

第2 協賛事業を実施する団体等は次のとおりとする。

- (1) 実行委員会参加団体
- (2) 国及び地方公共団体
- (3) 公益法人、NGO、NPO 又はこれに準ずる団体（次号に定めるものを除く。）
- (4) 株式会社、有限会社等営利法人及びこれを構成員とする団体
- (5) その他第1に定める目的に沿って事業を実施する者で実行委員会委員長（以下「委員長」という。）が適当であると認めるもの

(協賛事業の内容)

第3 第1に定める目的に沿った以下の事業を、協賛事業とする。

- (1) 情報発信事業
消費者に有益な情報を広く都民に向けて発信するシンポジウム、講演会、学習会等
- (2) 交流事業
消費者、事業者、行政等が情報交換・意見交換・交流するために広く都民や地域の人々に呼びかけて開催する交流会、イベント等
- (3) 調査研究事業
消費生活に関するアンケート調査、商品テスト等の調査研究
- (4) その他
その他委員長が適当であると認めるもの

(協賛事業の要件)

第4 次の各号のいずれかに該当する事業は協賛事業にすることができない。

- (1) 特定の宗教活動、政治活動を目的とするもの

- (2) 営利を目的とする特定の商品やサービスの宣伝活動
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) その他実行委員会規約の目的趣旨及びこの要綱の規定に鑑み適当でないと認めるもの

(決定手続き及び通知)

第5 協賛事業を実施しようとする団体等は、次の各号に掲げる事項を含む企画内容のわかる資料を提出するものとする。

- (1) 団体名・事業者名
- (2) 代表者及び代表者の連絡先
- (3) 事業名
- (4) 事業内容
- (5) 開催日時
- (6) 開催場所

- 2 前項による協賛事業企画書の提出を受けた場合には、運営委員会において内容を審査の上、決定するものとする。ただし、第2(1)から(3)に定める者からの提出であって緊急を要する場合には、委員長は、副委員長、事務局長及び事務局次長と協議の上、運営委員会の審査を経ずに協賛事業を決定することができる。
- 3 前項但書により協賛事業を承認した場合には、委員長は、その直後の運営委員会で当該承認について報告しなければならない。
- 4 委員長は、前2項により協賛事業の決定をしたときは、その旨当該団体等に通知するとともに、実行委員会において報告する。

(協賛事業の実施期間)

第6 協賛事業の実施期間は、原則として令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(協賛事業に関する相互協力)

第7 実行委員会は、協賛事業に対し、以下の各号に定める方法により協力する。

- (1) 別に定めるロゴマークの提供
- (2) ロゴマーク入り幟旗の貸与
- (3) 実行委員会が運営するホームページへの当該事業の掲載
- (4) 当該事業への積極的参加その他の可能な協力

- 2 実行委員会は、協賛事業に対し、前項に定めるものを除き、その実施に係る経費又は役務を負担しない。
- 3 協賛事業を実施しようとする団体等は、原則として、前1項(1)のロゴマークを当該事

業の広報のための媒体等に付するものとする。

4 協賛事業を実施しようとする団体等は、協賛事業において、協賛事業であることを明示する。

(計画変更等の連絡)

第8 協賛事業実施団体は、事業内容その他に変更又は中止があったときは、速やかにその旨を実行委員会に連絡するものとする。

(決定の取消し)

第9 次の各号のいずれかに該当するときは、協賛事業の決定を取り消す。

- (1) 協賛事業実施団体がこの要綱に違反したとき。
- (2) 協賛事業実施団体が提出した資料等に偽りその他の不正があったとき。
- (3) その他、当該協賛事業名義の継続使用が不相当であると認められるとき。

(事業終了の連絡)

第10 協賛事業実施団体は、協賛事業が終了したときは、その結果について、次の各号の事項を含む内容を委員長あて連絡するものとする。

- (1) 参加人数、視聴回数等
- (2) 事業内容等が変更になった場合はその変更点

(協賛金)

第11 実行委員会は、第2(1)又は(2)に定める者を除く協賛事業の主催者に対し、別表に定める協賛金の拠出を依頼する。

(その他)

第12 本要綱に定めるもののほか、協賛事業に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

協賛事業主催者の区分	協賛金の基準口数（1口1,000円）
要綱第2(3)及び(5)に定める者	1口以上
要綱第2(4)に定める者	3口以上